

第4回検討会議事録

件名	平成24年度 環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会（第4回）		
日時	平成25年3月1日（金）15:00～17:30	場所	J Aビルカンファレンスルーム 301A 会議室
	出席者（委員）	出席者（その他）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒井委員 ・ 市村委員 ・ 稲葉委員 ・ 大石委員 ・ 上妻委員（ご欠席） ・ 國部委員 ・ 後藤委員 ・ 佐藤委員 ・ 佐野委員 ・ 実平委員 ・ 藺田委員 ・ 竹ヶ原委員（ご欠席） ・ 安井委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大熊環境経済課長 ・ 猿田環境経済課長補佐 ・ 土橋環境経済課環境専門調査委員 ・ 海部環境経済課長補佐 ・ 峯村環境経済課長補佐 ・ 金融庁（オブザーバー） ・ 経済産業省（オブザーバー） ・ 東京証券取引所（オブザーバー） ・ 日本経済団体連合会（オブザーバー） ・ みずほ情報総研（事務局） 	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【資料4-1】 議事次第 ・ 【資料4-2】 委員名簿 ・ 【資料4-3】 第3回会合 論点メモ ・ 【資料4-4】 環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会 報告書案 		
議事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会 報告書案について 2. 今後の報告書策定までのスケジュールについて 		

◆開会

事務局 : 定刻になりましたので、ただ今より「平成24年度 環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会」第4回を開催いたします。本日は年末のご多忙の折お集まり下さり、誠にありがとうございます。今回は最後となりますが、本日も司会・進行をみずほ情報総研の吉田が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。本日は所用により、上妻委員と竹ヶ原委員がご欠席になります。

早速でございますが、まず本日の配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料一式の1枚目に「議事次第」がございます。この裏に、資料一式のリストをお示ししておりますが、資料4-1から資料4-4でございます。ワークショップも併せて開催しますので、資料を配布しております。揃っているかご確認ください。もし不足がございましたらお手を挙げていただければ事務局の者がまいりますのでお申し付け下さい。

続きまして、前回の委員会の議事録要旨をご説明したいと思います。資料4-3をご覧ください。

事務局 : 第3回会合 論点メモ（資料4-3）の説明

事務局 : それでは、本日の議事に移らせていただきます。以降は安井委員長に進行をお願いいたします。安井先生、どうぞよろしくお願いいたします。

◆議題1「環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会 報告書案（『1章 はじめに』『2章 目指すべき姿』『3章 現状と課題の「3.1 企業における環境経営と環境報告』）」につきまして

安井委員長 : よろしくお祈いします。事務局からありましたように本日は最後になりますが、本日で全て決まるわけではございません。最終案につきましては、改めてご連絡差し上げて決まりますので、ご了承下さい。それでは、本日の議事に入ります。本日は、第3回までの委員会での議論に基づいて作成した「報告書」（案）について、その内容をご説明いただき、各委員からのご意見を伺いたいと思います。また、オブザーバーの方もぜひご発言ください。なお、報告書はボリュームが非常に多いので3つに分けてご議論をいただこうと思います。まず15分ずつ事務局からご説明して頂き、それぞれ20分ずつご議論していただければと思っております。あまり時間がなくて申し訳ありませんがよろしくお願いいたします。

では、最初の部分に関して議論を始めていきたいと思ひます。それでは、まず、『1章 はじめに』『2章 目指すべき姿』『3章 現状と課題の「3.1 企業における環境経営と環境報告』」までご説明いただきます。

事務局 : 報告書のご説明（資料4-4）の説明

安井委員長 : かなり要領よくご説明いただきました。そうしましたら、今、説明のありました報告書の内容についてご議論いただければと思ひます。ご意見は如何でしょうか。まず後藤委員お祈いします。

- 後藤委員 : p 13 の上の図ですが、色分けなど、注釈がないのでわかりにくいです。注釈をいれていただくほうがよいと思います。
- 事務局 : 図の上のところに入っております。
- 後藤委員 : 分かりましたが、注釈は入れていただいたほうがよいと思います。
また P18 についてですが、1月頭に APP に関してグリーンピースが手を握ったという報道がありましたので、HP をご確認ください。同じくユニクロとグリーンピースもデトックスキャンペーンでタイアップしております。HP にてご確認をお願いします。また p29 で韓国の件が挙げられていますが、中国の社会科学院で CSR ガイドラインが出まして、この2, 3年で発行がものすごい増えて12~3 百社が出ております。これもチェックされるとういかと思います。
- 実平委員 : P6 の2行目ですが、気候変動などの環境負荷の増加とありますが、CO2 などの環境負荷が増えて気候変動などの影響が出てくるということから、ここの表現には違和感があります。
- 佐藤委員 : p 10 の ISO14001 の取得状況は日本だと思えますが、世界の動きでは日本よりも外国のほうがもっと高いと思います。日本はよく頑張っているといわれますが、いつの間にか世界的には遅れを取っているといったことも記載する必要があります。
- 安井委員長 : ただ最初の伸びは早かったですが、今はどうでしょう。
- 佐藤委員 : 中国は ISP14001 では1位です。自動車関連など成長性のあるところ。インドと中国の取得状況は大きいです。
- 安井委員長 : 国際的な視野をいれたほうがよいということですね。
- 藺田委員 : P18 の参考事例として、アスクルが中国で不動産関連において改善した事例を聞きました。実際、労働環境の問題なども指摘されておりました。また流通も入っておりません。最近 WWF に最近お聞きしたのですが、ドイツにエレカのような大きなスーパーマーケットがあります。エレカがバナナやコーヒー、魚介類の調達目標を設定して、ドイツの国民の環境心を上げたという例があります。その辺りもいれたほうがよいと思います。
- 國部委員 : 大きなコメントになりますが、3章ですが、内容が目次をみる限り企業における環境経営、金融、特殊事業者の3つになってはいますが、なぜこの3つになっているのかの議論がありません。3章のストラクチャーを最初に分かるように書いていただいて、この文章にどう重なってそうなるのかを書くべきです。2章でもいいのですが、2章の後半よりも3章のはじめに書いていただければと思います。
- 荒井委員 : p 14 の最後の部分、中小企業向けの取り組みですが、エコアクション、地域の NGO などありますが、例えばエコステージ見たいに企業が中心となってサプライチェーンを重視した動きもあります。そこも言及していただければと思います。
- 佐藤委員 : P37 の信頼性のところですが、文章がわかりづらいです。信頼性は何に対し

てニーズがないのでしょうか。わかりやすくしてもらいたいです。

後藤委員 : 先ほど佐藤さんの指摘された ISO の認証取得に関して、非認定の認証機関で
てたらめが行われておりまして、問題になっています。下手すると ISO14001
の認証制度が崩壊しかねない状況にあります。国別に相互認証は行っていな
いので、日本以外の認証機関に問題があるところがあることを指摘してい
かないと、日本国内にある本当の問題を指摘していないと思いますので、検討
していただきたいと思います。

実平委員 : 私はよくわかりませんが、ライバル企業はウォッチしています。例えば私ど
もの知っているところでは、JACO さんです。

また、P 10 の ISO のところですが、上場企業と非上場企業がありますが、
分母分子がどうなっているかよくわかりません。大きな企業では 1 つではな
く、事業所単位ということもあります。実は分母が 1 で分子が 30 というこ
ともあるかもしれません。分母、分子のデータを記載したほうがよいと思
います。

後藤委員 : 先ほどの認証の件ですが、JQA、JACO さんにヒアリングして確実な情報が
ほしいところです。

稲葉委員 : P26、27 ですが、環境報告書の信頼性があって、P27 は環境報告書となり、
P28 で突然サステナビリティ協会、そして P29 は政策目的、その下が EU、
スコープ 3 となっていて、脈絡なく話題を出しています。どの言葉がどれに
あたるのか、きちんと書くべきだと思います。

◆議題 2 「環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会 報告書案 (2/3)」 につきまして

安井委員長 : そのほかよろしいでしょうか。では次に、3 章の残り、『「3.2 金融等にお
ける環境情報の利用」』『「3.3 特定事業者等による環境情報開示と利用状
況」』につきまして、説明していただきます。

事務局 : 報告書のご説明 (資料 4-4)

安井委員長 : ただいま説明のありました内容について、ご意見は如何でしょうか。

荒井委員 : 追加情報があります。p 38 ですが、新しい情報がありまして非常に重要
です。グローバルサステナブルインベストメントレビューというものがあり、
この 1 月に出ました。ここでは世界 7ヶ国の S I F をまとめたもので、初め
てできました。重要な点は、日本は、債権をあわせて 100 億ドルなのですが、
新しいものでは日本を除くアジアで 670 億ドル、アフリカでは 228 億ドルあ
ります。ですから今や、米国欧州以外、アジアやアフリカも見ても、日本は
少し出遅れていることが数字上明らかになっております。2 つめですが、そ
の下、東証の ESG インデックスの話がありますが、その後、新しいものが
出まして、2 月 26 日に新しい情報が出ました。ここで第 3 回のテーマとして
女性の活躍について企業で見るという観点が入っています。これも投資家サ
イドとして非常に重要になっております。3 つめです。CDP に関して、企業

への質問状はこの通りなのですが、日本の場合は500社に送っておりますので、そのようなことを記載したほうがインパクトが強いと思います。最後にP55ですが、一番気になったところですが、1-2で、欧米に比べて日本の投資が伸びていないと書いてあります。結論はこの通りですが、伸びていない理由としてネガティブスクリーンを排除するということが書いてありますが、これはあまり理由になりません。グローバルでどうまとめるかということが議論されていて、大体5分類になりつつありますが、そもそも日本はこのような投資はゼロです。それだけで排除するという投資はゼロです。つまり、日本は数字が少ないのですが、海外はいろいろな分類があって日本はその1分類しか当てはまらないからだという理屈でしかありません。ところがこういうネガティブスクリーンというのは欧米のSRIの最初の言い方でしかありませんし、最近だとクラスター爆弾、英国の銃の乱射事件、こういうところ（銃をつくっているところ）に投資していいかということです。そういうものがありますので、そういった観点は日本なりにあってもいいですが、省いてしまうか、投資については個人的投資家ばかりだったと明記すべきです。

安井委員長

: 改めてお聞きできればよいと思います。

國部委員

: P47の情報開示と投資ですが、区別を検討したほうがよいと思います。前のほうは企業がどう情報開示するかという課題、後は投資家の課題となっています。重なっていると思います。また開示財務報告等がない開示基盤というのが何を意味するのか記載したほうがよいと思います。p58の『環境情報の～』は課題ではなくて、問題です。環境に関するきちんとした開示がないとありますので、きちんとした開示基準がないということが言い過ぎならば、基準を設定することが必要だと記載をしたらどうでしょうか。

後藤委員

: 竹ヶ原委員が出席されていないので補足をお願いしたらどうか。地銀はほとんど出来ていない。金融機関が自ら環境基準を持っていないならば、どうあるべきかということがないと意味がない。現実には、全然やっていないことなので、後に繋がることを書かないと、データを入れないと駄目だと思います。

経団連 長谷川様: 経団連の長谷川です。本日は、オブザーバーに明示的に発言してもよいとさせていただき、感謝申し上げます。

47頁に各国の環境情報開示制度が記述してありますが、日本では、有価証券報告書に加え、地球温暖化対策法に基づいて、温室効果ガスの排出量の開示が義務付けられています。この制度は、世界に冠たる先進的な制度であり、報告書の中で記述すべきではないかと思います。

安井委員長

: 重要な情報をありがとうございます。

國部委員

: 研究者なので利用しているが、一般には活用されていないので、利用する方法を記載したほうがいい。

後藤委員

: 投資家の利用する情報、利用した情報、現実にはついてこない。現実には

どのように使うかということに関して記載しないと分かりづらい。

経団連 長谷川様：開示した情報の使われ方の問題があるのは、ご指摘の通りだと思います。ただ、報告書(案)のこの部分は、開示された情報の使われ方というより、各国にどういう制度があるのかということを紹介している箇所だと思います。そういった趣旨であれば、日本には、温対法という制度もあるということを紹介してはどうかということで申し上げました。

ご指摘のありました情報の使われ方の問題については、環境報告書のあり方も含めて、3章以降でご意見を申し上げたいと思います。

実平委員：環境報告の義務化の議論がありますが、もっと簡単に報告できるようにしてほしいです。

安井委員長：いろいろありますが、経産省もきているのであとで発言してもらいたい

稲葉委員：P48でCDPにふれるのであれば、いまCDPはScooe3の関係でうまくやっているの、これをいれるべき。プロダクトサステナブルに関して整理が出来ていないような気がいたします。

大石委員：p53のところですが、消費者が購入にいたらない理由があると思いますので、これも入れてほしいと思います。最近では新聞をとらず、SNS、昔でいう口コミで広がるケースがありますので、このことに関して触れていただければと思います。

◆議題3「環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会 報告書案(3/3)」につきて

安井委員長：そのほかよろしいでしょうか。では最後に、『4章 今後の施策の方向性』『5章 おわりに』につきて、説明させていただきます。

事務局・環境省猿田補佐：報告書のご説明(資料4-4)

安井委員長：ただいま説明のありました内容について、また、全体を通して、何かご意見はございませんでしょうか。

後藤委員：p71ですが、これでは寂しいです。環境リスクの対応ではなく、むしろ環境経営が要は企業の無形資産を増やすことにあるわけです。いま企業は無形資産、Intangible Assetが圧倒的に多いわけで、そこを増やすことが環境経営なわけで、もう少しポジティブに、リスク対応ではなく、むしろopportunity、あるいは企業ブランドを高めることころの方向も書いていただければ。これは先日猿田補佐に言われて行ったヒアリングでも話しましたが、2004年の通商白書にはこのようなことが書いておりますので、これを参考にして、もうちょっと明るい方向性を打ち出していただければと思います。

國部委員：環境を配慮することで日本企業の競争力を上げていくことが必要というところ。日本企業にとって重要なことは日本経済の発展ですが、そのためには金融緩和だけではなく、企業のものづくりの力をのばす、そのためには日本企業の有利なところを伸ばしていく、その有利なところは環境対応、とい

うことがあるわけです。これを伸ばしていくことが国際競争力につながるところを、企業がやるだけでなく、日本政府が明確に支持する、というところを書く必要があると思います。具体的ではなく、トーンとして、考える必要があるというところでは、p66 のところで、環境報告制度のところしか方向性がないので、環境経営のところも書くべきです。むしろ、環境経営があるから環境報告の議論があるわけで、そのようにしていただければ説得力があるかと思えます。また5章ですが、1 ページの分量であるならば、4章の後に記載してもいいのではないかと思います。報告書の構成上の問題になりますが。

藺田委員 : p70 のところですが、温室効果ガス情報をはじめとする環境情報、とありますが、CDP の話にもありましたように、p48 に CDP の項目がありますが、ここで WDP、ウォーターの話が出てきています。やはり水というものが、海外ではリスクとチャンスがあるということで、意識が高まっています。昨年、オーストラリア政府が出した水のガイドラインがベースとなって、世界水フォーラムで、Alliance for Water Stewardship というところが、水のガイドラインを出しました。いまパブコメの段階ですが、今年5月位に正式のものが出る予定です。いわゆる流域全体で生物多様性を含めて水の保全をしていくことができています。ここは、温室効果ガスや水などをはじめとする、といったように水の話も入れていただければと思います。また、統合レポートもガイドラインが出てきますので、これも重要だと思います。1つは IIRC の投資家向けの IR ガイドライン、もう1つは G4、GRI ガイドラインの第4版が出ます。このなかでマルチステークホルダー向けのサステナブルガイドラインです。単に環境レポートを付けるということではなく、持続的な社会のための経営ということが言われていますので、これからの企業の経営のことも記載してほしいです。また、本日、マルチステークホルダー委員会が発足しました。これは、G4 を日本で広めることを目的としておりまして、今回、G4 のほか GRI の国の委員会に入っている富田氏（元ソニー）が委員長になって、アドバイザーでは後藤さんとか、メンバーでは CBCC の関さんなどが入っています。ステークホルダー向けのサステナブルな報告を議論したいところがありましたので、これを少し終わりのほうに入れていただければと思います。

佐藤委員 : 最後のところが、全体の方向性が分かりにくいと思います。大きなポイントは、海外の法制化の動きを企業のリスクの問題としていくのか、それとも日本の政府がそういう方向に流れるところのかじ取りをするのかということか、あるいは法制化がなくやるべきか、というところが明白でないです。最後に、行政と企業と金融をはじめとする関係者と具体的に連携とありますが、この具体的の意味があまりに漠然としています。また1つの大きな動きとして、NGO が環境への責任を強く要求しています。これは、地球全体の希望を代表している部分があると思います。消費者の声なき声を企業がどういう風に

受け止めるかというところが非常に重要であるわけで、そのために国がどうすべきであると言うところも重要だと思いますので、書いていただければと思います。

実平委員 : 投資家、消費者はどのような情報がほしいのか、NGO がどう思っているのかを明白化していただきたいなと思っています。p 67、68 のところを、もう少し解説していただきたいと思っています。P67 で、国と企業の方向性の整合性が取られていないとありますが、その辺りを少し解説していただければと思います。

事務局（吉田） : p 102 に OECD や日本の国の環境配慮の指標と、企業の指標について、整合している箇所と、整合していない箇所の記載があります。これは、国の環境情報開示の方向性が、企業のものに関わるものが多いという視点から、その指標は整合していなければならないという点でまとめております。難しいところなので、委員の意見をいただきたいところでもあります。

実平委員 : p 101、102 の情報をどのように活用していくかということが大事だと思います。どのように進めていくかを含めて、議論が必要だと思います。

安井委員長 : 具体的に記載が必要だということですね。

稲葉委員 : 2つあります。p 67 の第2段落のところに“大企業によるバリューチェーン・マネジメント拡大の流れに乗って、中小企業の環境情報を活用し、サプライヤーの評価・選別を行ったり、企業同士が協働で環境負荷低減型の製品・サービスを開発することで、ビジネス機会の創出と環境負荷低減のポテンシャルを拡大することができる”とありますが、ここまで言っているのでしょうか。これは大企業が中小企業を選別しろ、と言っているわけです。また、p 68 の下から2つめの段落目に“企業間取引においても、サプライヤーの環境経営評価には、その評価手法が確立していないことが最も多くの大企業による課題として挙げられていた”と書いておりますが、これは少なくとも最初に持っていかなければなりませんよね。ただ、内容として課題があると言っておきながら大企業が中小企業を選別すべきというのは言い過ぎではないかと思います。もう1つは、リテラシーの向上と書いてあり、なおかつ、p 69 の上のほうで“環境・社会取組やサステナビリティ情報開示と企業価値がより直接的に関連するようになれば”とありますが、この書き方の背景が、何でもいいから環境情報を開示することが企業の価値につながる、開示が先決でそれを皆がよみとるという書き方をしていますが、何か違う気がします。環境が企業のマテリアリティであるというように企業が認識されれば、それが企業の価値として認められる、という順番かと思います。順番が違うというのが私の意見です。最後にp 68 の比較可能性のところですが、“欧州の環境フットプリントにおいて比較可能性を訴求する動きがみられる”とありますが、ここまでは言い切れないということ、昨日のWSで確認しています。実際にDG ENVの人たちと話しをしまして、そういう認識を持ちました。若干認識が違うのではないかと思います。

- 荒井委員 : 稲葉委員の発言に関連していうと、投資からいうと、その優先順位があります。企業の将来性、将来に向かった戦略の方針に関して、結局収益に結びつくものですが、マテリアリティの重要性がどこにあるのか、つまり環境の項目全てが同じ重要性ではなくて、また企業の短期ではなく、中長期にそれが企業の方針にどういう変化となりうるのかが分かることが重要です。それは企業によって異なります。それは企業が、自社にとってこれが重要なのだということをはっきり言うことが重要ということです。それから p69 の真ん中のパラグラフに“しかし、結局、パフォーマンスで優位性が出ないことから実際の ESG 投資までほとんど至っていない”とありますが、アンケートをとるところこういう答えになりますが、専門家として言いますと、こういう言い方はありえません。いくつか理由がありますが、パフォーマンスが優れていることは、かえってリスクにもなりえます。つまりパフォーマンスが良ければ ESG 投資するという話しになってしまいますが、そもそも出発点が間違っています。パフォーマンスは将来ずっといいことは保証されず、良くも悪くもなりますが、通常の投資と別の理由でやるべきということになります。本当に言いたいことは、パフォーマンスがいいということではなく、運用会社の投資手法、実績を示してもらえないと検討できない、という意味ではないかと思います。運用会社からの情報提供が十分でないということは課題ですし、運用会社からすれば年金から情報がないから収益にならない、ということになっています。この改善が重要です。
- 後藤委員 : 比較可能性を否定するつもりはありませんが、例えば KPI に関しては、欧州の産業界は法制化については反対しています。KPI は個別企業で異なるので、それぞれ個別であるべきということを書いており、何でも比較可能ではないということです。また、環境経済課では今年、企業の環境人材を育成する人材事業である「環境教養研修」を教育推進室で行っています。これはまさに環境に配慮促進した事業活動を促進するために、企業のなかに環境人材を育成するべきということで実験を始めているので、これを現状のところか、将来の方向性のところで来年の実験も含めて、環境経営に資するというので、書いていただいたほうがよいかと思います。また、併せて、環境金融に関しても、今月、来月に環境経済課でシンポジウムを企画されていますので、省内でやっておられるものですので、これも書かれても宜しいのではないかと思います。
- 佐藤委員 : p66 において、今後の施策の方向性の第 1 段として、環境経営と環境報告の普及拡大と書いてありますが、ここで内容に環境経営について何も書いてありません。本当にあるべきは環境経営の充実だと思います。環境経営をどう充実させていくか、その結果に基づく報告をどう言う風に導いていき利用するか。環境経営が働いていないというように見えまして、ここは薄いと思います。また、環境経営に関して大事なことは、トレーサビリティと LCA がだと思います。いまヨーロッパでも問題になっていますが、どの会社も自分

の商品に何が入っているかDNA鑑定をしないと分からない。これがやはり食品だけではなく全ての企業の実態だと思います。自分の商品に何が入っているか知らない点が、まさしくリスクであり、問題になったときは法律違反にもなり、また市場からの撤退にもなるわけです。そこで、p16でバリューチェーンマネジメントとありますが、これがあまりにも薄いと思います。第2段段落にバリューチェーンでのリスクとして例えば災害とありますが、バリューチェーンで最初にあるのは災害リスクではなくてトレーサビリティです。誰が商品をつくってどこで利用されているかということです。商品の製造から廃棄に至るまでどんな人がどのように関与してどうされているか、という実態を把握している。これが最大のバリューチェーンマネジメントでありリスクだと思います。いる。商品に関して本当の意味で分からないです。これがリスクだと思います。そう考えると、終わりのところも、バリューチェーンマネジメントがないと企業はどういうことになるか、その恐ろしさを書いていただいたほうがいいのではないかと思います。

実平委員 : 比較可能性について重要であることは承知していますが、どのくらい難しいかということ、過去の経験から話したいと思います。10年ほど前、電機電子8社で環境効率指標ファクターを共通化する動きがありました。エアコン、冷蔵庫などの素材構成を公表した上で各社のデータベースを元にLCAデータを比較しました。もちろんバウンダリーは合えました。そうすると、白物系で2割位は違っていましたパソコン、TVに至っては2倍くらい違う。各社それぞれ歴史がありますから、データベースを合わせこむというのはとても難しいということがありました。簡単にカーボンフットプリントと言っても難しいわけで、さらにSCOPE3にいたっては相当にばらつきがあり、比較はとても難しいといえます。

経団連 長谷川様 : (発言してもよいとの)お言葉に甘えて、再度ご発言させていただきます。先ほど稲葉委員が発言された内容(「何でも良いから環境情報を出せばみんなが理解するというのではなく、企業がマテリアリティがある情報だと思えば、それが出されるようになるということではないか。順序が逆なのではないか」との発言)と近いことを申し上げます。

あまり知られていないかもしれませんが、経団連でも、かねて、環境情報の開示を一生懸命やるべきだということで、「企業行動憲章の実行の手引き」等を通じて、環境報告書の発行を呼び掛けてきたところです。資料4-4の報告書(案)の20頁に、グラフが掲載されておりますが、経団連では、だいたい平成12年、13年ごろから、環境報告書の発行を会員に呼びかけており、グラフによれば、平成17年まで発行企業の割合が増えているということです。呼びかけは一定の成果が上がったものと、われわれとしては理解しております。

そのうえで、平成18年以降、発行企業の割合が横ばいとなっている点をどう理解するのか、ということなのだと思います。これは、報告書(案)の中

にも書かれておりますし、先ほど来、実平委員、稲葉委員からもご指摘があったかと思いますが、どんな情報を誰に出すのか、それがどういう形で利用されているのが明確に示されて、そのうえで、情報を出す側が、情報を出す意義を十分理解し、それで情報が出るようになっていくというのが理想的な姿ではないかと思えます。

それが無い中で、例えば、法定開示にしようとする、当然行政側にもコストがかかりますし、企業にもコストがかかることとなります。また、環境報告書は、コミュニケーションのツールですが、一律に法定開示にすると場合によっては、情報が過多となってしまう、逆にコミュニケーションの質が下がってしまう懸念もあります。

鶏とタマゴではありませんが、むしろ、利用側に着目するというアプローチもあるのではないかと思えます。そういう観点から、戻ってしまって恐縮ですが、p9の図表1の中に「目指すべき姿」というのがあり、「環境情報開示」ということで、「すべての大企業が環境報告を実施し、利用者の目的に適合する重要な情報を信頼ある形で開示している」と書いていただいているわけですが、むしろ、どういう情報が重要かが明確にされていて、その意義が大企業に理解されているということが目指すべき方向であって、そのうえで、大企業が、強制ではなくて、自ら主体的に情報を出していく、というのが、目指すべき方向なのではないかと思っているところです。

國部委員

：比較可能性はこの委員会でも申し上げましたが、A社とB社を比較可能にしてそれが投資家の意志決定に必要だという論拠はものすごく難しいです。現実には不可能なもの、また作るのにものすごくコストがかかるもの、またやったとして意思決定に有用かどうかわからない形ですので、比較可能性にあまり引きずられるのは好ましくありません。むしろ開示させた指標の改善だと思えます。A社とB社のKPIがどちらかが大きいかの比較ではなく、A社のKPI、B社のKPIがどう変わっていくか、ということが重要かと思えます。そういうことも入れていただければと思います。比較可能性が必要ではないということではありませんが、比較可能性を追求することが極めて困難な状況のなかでは、開示された情報の改善度を比較していくという視点も重要で、恐らくそれしか、環境報告書を提示して企業間で比較できるものは今の時点では難しいということかと思えます。またバリューチェーンの問題についてですが、もっと積極的な意味で、環境に配慮したベンダー、中小企業のほうがサプライチェーンにおいて有利になるような仕組み、それがグリーンサプライチェーン、グリーンバリューチェーンであり、これを拡大していく必要があるということだと思えます。しかし、トレーサビリティを高めるためにはコストもかかります。そうすると部品の価格も高くなり、競争力が下がる。そこにこそ日本国政府が何らかの形で支援をしなければなりません。この委員会ではその支援の方法までは議論しておりませんが、支援の方法奈何なのかを考えて行く、そういう抽象的な表現でもいいので、言っていた

ければと思います。

後藤委員 : 環境人材を企業内で育成する点につきまして、私も関わらせていただいております。静岡で中小企業の研修を行いました。そうすると、彼らもサバイバルをかけて取り組んでいまして、やったことを評価してほしいという意向もあるわけですし、そういう支援についてなのかと思います。それから、最後の章を膨らませてほしいということがありました。先日の COP18 の報告会で、経済産業省の課長が、「日本の環境技術が国際競争力があるというのは神話で、すでに韓国、中国にかなり追い上げられている」との発言を大勢の前でされておりました。これと同じことを私は以前から言ってきております。「適切な環境規制は国際競争力を高める」というマイケル・ポーターの仮説が正しいとすれば、日本の環境技術の国際競争力が低下している背景には、経団連さんに申し訳ありませんが、自主的取り組みと言ってきて、ここ 10 数年、規制を徹底的に嫌ってきたことのとがめが出てきているのではないかと、個人的に思っております。そういう意味では、適切な環境規制を入れていかなければならんということを是非検討しなければいけないと思っています。

佐藤委員 : 先ほどの稲葉委員の意見にコメントしたいのですが、バリューチェーンマネジメントを進めるなかで、新しい競争が起きてきます。それによって一定のサプライチェーンのなかで取引先の変更が起きることもあります。その場合注意しなければならないのは、透明性を高めるための費用をきちんと支払うことがあります。つまり、そういうコストを相手に押しつけて、値段は同じだけど、環境配慮をやれ、賃金を上げろといってもそういうことは出来ません。そういうことが起きると、世界で不公平なことが起きて新たな問題が生じます。そういう意味で、上から目線でバリューチェーンを行って取引先を淘汰していくという考え方は間違っていると思います。そのような論調に取られないように書くことが必要で、同時に、それはサプライチェーンマネジメントのなかでお互い協力しながらお互いに情報を共有してやっていく、そして適切に商品の価格に転嫁していく、これをやらないと不公平な取引の強制になっています。実は公正取引委員会でも問題になったことですが、ISO14001 を取引先に一斉に要求し、その費用は負担しないという例がありました。公正取引委員会の回答は、やや問題はあったのですが、やはりそれは適切に評価して価格に反映させなければ本来は違法だと読めるような回答でした。やはりそういうことを考えないと、環境という名前のもの、不適切な慣行が行われかねない、その点に注意していただければと思います。

佐野委員 : 4 章全体につきましてですが、環境情報開示の課題について書いてあることはおおむねこの通りではあると思うのですが、あまりにも基本的すぎるせいか、基本の流れ・課題が省略されており、個別対応的の記載に見え、少々わかりにくい気がします。単純に、報告書全体を通じて環境経営を継続的に推進するためには、環境情報を適切に開示することが必要であり、それをいろいろ

るな人が読んで、環境経営を推進させるための機能を発揮させる、そのために、それぞれの読み手のニーズに合致した情報を出していく・質を上げることが必要、そのためにいくつかの課題があり、対応策が議論された、ということ、個別課題を抽出して記載しているわけですが、情報がうまく活用されていないという基本の課題に関しては、これまでもお伝えさせていただいた通り、企業にとって自分達のマテリアリティはどこかということや、読み手にとってどんな情報が大事かということ、それが合致していないということがベースだと思います。この報告書全体的に書いてある個別の内容は尤もなのですが、たとえば、KPIが横並びで評価が出来ないという問題も、要するに、企業にとっては大事で出したい情報でも、読み手のニーズと合っていない、ということです。結論としては金融に対するフォーマットをつくるということでもいいとは思いますが。とにかく相手によって情報が合致するような取り組みを推進すべきということを書いていただければ全体がすっきり、わかりやすくなると思います。個別の部分については、p47のバリューチェーンのところは、皆さまのおっしゃっている通りかと思いますが、日本らしいとは何を表しているのか、と思います。多分、欧米型の評価選別や、上から要請で進めるものではない、日本らしい、ということかと思いますが、いくつかあったご意見が反映されればいいかと思います。また、同じところで、「なお、大企業でも売り上げが小さくなると環境経営の実施割合・・・」とありますが、意味が分かりづらいので文章表現の改善をp68のリテラシーの向上に関しても、この切り口でいいのですが、リテラシーが合っていないということ表現されたほうがすっきりしそうです。それから、「また、企業間取引においてもサプライヤー・・・」という一文がここに挟まっていると、何がしたいのか良く分かりません、文章の改善を。

実平委員 : 先ほどデータベースの話をしてしまいましたが、絶対量の比較は難しいものの比をとって比較するファクターについては値がとてもよく合うことは確認できました。それから、先ほど規制の話がありました。一般論的にはいい規制があればいいのですが、適切な規制をどう考えるのかということだと思います。それから、P66に大企業で出していないところの義務化という話がありますが、が本当にいいのでs h じょうか。義務化は楽なのですが、義務化をすることで創造力が生きてこなくなると思います。つまり面白くて良い環境報告が出て来なくなると思いますので、そのところの兼ね合いをどうするかということが今後のポイントかと思っています。

経団連 長谷川様 : 先ほど日本の環境技術の競争力が低下してきているのではないかというお話がありました。われわれの理解では、日本の競争力が低下しているのは、何も環境分野に限ったことではなく、ここ20年、あらゆる分野での競争力が低下しているということです。こうした認識に立ち、われわれは、六重苦と言っていますが、高い法人税、TPPの遅れ、行き過ぎた円高、厳しい労

働規制、過度な温暖化規制、エネルギー問題といった苦勞をもたらしている6つ点を改善してほしいとお願いしているわけです。こうした六重苦の改善に是非環境省さんもお協力いただければと思っております。

ポーター仮説の当否につきましては、確か民主党政権下の2010年版の経済財政白書だと思えますが、当否について、先行研究の紹介も含めた、検討がなされていたかと思えます。ポーター仮説について分析している公的な文書として参考になるのではないかと思います。私の記憶では、ポーター仮説に対してはやや懐疑的な記述ではなかったかと思えます。

國部委員 : 技術の問題につきまして。最先端のイノベーション、商品技術の開発については、日本企業も厳しい状況にあります。バリューチェーンの問題になっているのは中小企業であります。私も中小企業や中国などたくさん回ってきましたが、日本の中小企業の品質や環境技術はかなり高いです。しかしそれが競争力強化についていないので、それを結び付ける方策がまとめられていることが大事だと思います。

安井委員長 : 私のほうからの意見ですが、実際に後藤委員先ほど後藤さんのほうでも話のあった中小企業のことにつきまして。先日、大磯で企業の経営層への講演を行い、企業のリスクとか地球環境など大それた話をしたのですが、反応としましては、確かに考えている範囲は狭いかもしれないが、経営者の方も環境のリスクはご存じかなという感じでございました。そこで、例えば温暖化の話では日本の文科省の革新プログラム、またIEAの将来の見解などを紹介しました。しかし思いますのは、3.11以降の、日本という国が一段と情報が閉じてしまったと感じています。地球レベルのことを考えるというメディアのマインドも無いと感じています。そういう意味では世界はどうなっているか、この国がどうなっているのかという比較も出して頂くと言う意味でも、この報告書は意味があるのかと思えます。日本は幸せな国で、何といたっても国境に海があることが大きくて、いい国を維持できて、製造業として原料を輸入して自分たちで製品をつくって売っていた国だったわけです。そのときは自分たちの製品については中まで判っていた国だったような気がします。ところが最近はなかなかそれが自己完結できなくなってきた。原料を輸入したら、米国から言わせれば紛争鉱物だ、海外で製造していたら少年が製造に関わっていたことが言われてしまい、場合によってはグリーンピースにつつかれるような原料を使っていたなど、よく見えなくなりました。そういうことを知らないリスクということが一般的になってきました。結局ステークホルダーに対していかに情報開示するかという話になりますが、国際的にはステークホルダーは利害関係者ではなくて関心のある人全体になっています。文句をつける関心のある人がステークホルダーになるわけです。情報公開の動きというのは世界の主流になっているわけで、それが出来ないところは、企業としても問題が出るというのが大きな流れかと思えます。世の中にはいろいろなステークホルダーがいますので、人によって何が正義かが

違う。何が正しくて、何が正しくないかはいろいろな人の考え方がある。そうすると、いままで排除できたものがそう簡単に排除できなくなったりするわけです。それから、話が変わりますが、先日、プレジデントで JAL を再建した稲盛さんの話を目にしまして、なかなか面白かったので、これに刺激を受けて著書の『生き方』の本を読みました。読みますと、この方は一言でいうと、まさに正しいということはずっと追及して生きてきた人だということです。ああいう人が JAL の経営を立て直せたということは、ひょっとして正義感のある企業が将来伸びる、そういうところに投資すべきだ、という話かとも思いました。そうすると、企業は自分がいかに正しいかということをやっとしゃべることが、投資家にとって最大のメッセージかと思いました。機関投資家であって、自分達が引き受けている企業がどうかということを考えて、どこに投資をするのが正しいのか、正義なのかを考えるべき時代になったということです。そういう意味では、そういうことがこの報告書に盛り込まれていないと思います。全体的なストーリーとしてそういうものがあって、そういうストーリーの中でファクトデータがちりばめていけば読みやすいのになあ、という感想を持っています。そういうこともあって、あとはいろいろ書く手加減、さじ加減が難しい問題があるのですが、全体的な世界の流れをもう 1 度俯瞰する必要があるのかないのか。その辺りを含めてどうでしょうか。後藤さんあたり、ご意見はいかがでしょうか。

後藤委員

: p 70、71 に関して細かい点ですが、諸外国における環境情報開示の動向の話がありますが、中国は環境情報開示法をつくって、13 業種くらいが義務化されています。それを日本の環境省も支援して、環境情報ガイドラインを提供しています。私も支援しています。そういうこともあって、環境省自体もサポートしたので入れていただきたいです。これに加え、社会科学院が CSR ガイドラインをつくって、国営企業に猛烈な形で CSR 報告書を出させています。2 年間で千何百社になります。この辺り、日本企業は中国に多く進出しておりますので、中国の動向に関して調査して記載していただきたいと思えます。それから、ISO26000 の世界ですが、日本はかなり遅れており、世界がむしろこれを使っています。このなかに 7 つの原則がありまして、一番日本人に分かりにくいもの *the rule of law* (法の支配) という考え方があります。これを、昨日、国連高等弁務官事務所に行った白石さんなどとセミナーをやっていたのですが、人権と環境がいま結びついているのですが、*the rule of law* をジュネーブ風に訳すと *justice* (正義) というわけです。正義という概念もいろいろあって反発を感じる人も多いとは思いますが、グローバル化しているので、このあたりをどのように理解していくのかということが大事になると思えます。日本の場合縦割りで、環境は環境省で、人権は厚生労働省などとなっていますが、せつかく環境省も第 3 次環境基本計画でもサステナビリティという言葉が使われておりますので、グローバリゼーションのなかで 26000 の世界をもう少し推進しないと、日本だけが遅れていると思

ますので、この点に関して、第5章のなかでポジティブに方向性を打ち出していただければと思います。

藺田委員 : p 70、71 に関して細かい点ですが、諸外国における環境情報開示の動向の話がありますが、中国は環境情報開示法をつくって、13 業種くらいが義務化されています。それを日本の環境省も支援して、環境情報ガイドラインを提供しています。私も支援しています。そういうこともあって、環境省自体もサポートしたので入れていただきたいです。これに加え、社会科学院が CSR ガイドラインをつくって、国営企業に猛烈な形で CSR 報告書を出させています。2 年間で 1000 何百社になります。この辺り、日本企業は中国に多く進出しておりますので、中国の動向に関して調査して記載していただきたいと思います。それから、ISO26000 の世界ですが、日本はかなり遅れており、世界がむしろこれを使っています。このなかに7つの原則がありまして、一番日本人に分かりにくいもの **the rule of law** (法の支配) という考え方があります。これを、昨日、国連高等弁務官事務所に行った白石さんなどとセミナーをやっていたのですが、人権と環境がいま結びついているのですが、**the rule of law** をジュネーブ風に訳すと **justice** (正義) というわけです。正義という概念もいろいろあって反発を感じる人も多いとは思いますが、グローバル化しているので、このあたりをどのように理解していくのかということが大事になると思います。日本の場合縦割りで、環境は環境省で、人権は厚生労働省などとなっていますが、せっきく環境省も第3次環境基本計画でもサステナビリティという言葉が使われておりますので、グローバル化のなかで 26000 の世界をもう少し推進しないと、日本だけが遅れていると思いますので、この点に関して、第5章のなかでポジティブに方向性を打ち出していただければと思います。

安井委員長 : 代弁していただきましてありがとうございます。締め切りはいつになるのでしょうか。年度末になるかと思いますが、改めてご連絡いたします。意見を述べられていない委員の方がいらっしゃいますので、ご意見をいただければと思います。

市村委員 : 4章に関しては皆さんの言う通りだと思いますが、全体としては良く出来ていると思います。体系も悪くないです。

荒井委員 : 私も経営の視点からみると、良く出来ていると思います。

安井委員長 : オブザーバーの方はどうでしょうか。

東京証券取引所 林様 : 報告書において弊社の「ESG 関連テーマ銘柄の公表」を取り上げていただき感謝します。「環境に配慮した投資」、「ESG 投資」について、弊社の立場としては「投資」の切り口からのアプローチであり、これまで投資に関心を寄せていない層への提案として ESG を取り上げたものです。今、既に株式投資をしていただいている層への興味が乏しいことが我が国で ESG 投資が必ずしも一般的でない理由のひとつではないかと思いますが、当社の取組みが結果的に、日本における ESG 投資の拡大の一助となるのであれ

ばよいと感じております。

経産省 平林様：私どもの課題も皆さんと同じと感じております。私どもでやっております環境報告書プラザなどの情報開示ツールは各省と連携させていただきたいと思っております。ただ環境報告書を開示するだけではなく、企業にどう伝えるのか、企業が一般消費者にどう伝えるのかを考えるなど、そういうこともより踏み込んでいけばいろいろな方法があるのかと考えております。

金融庁 長野様：今回の「環境に配慮した事業活動の促進」のうち、環境に配慮した投融資といった部分が金融庁に関係するものと思っております。委員会でのご意見も踏まえ、環境省と連携して、今後検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◆閉会

安井委員長：そのほかございませんでしょうか。それでは、これにて本日の環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会の議案を終了いたします。事務局に返します。

事務局：ご意見を有難うございました。本報告書の修正につきましては、今後、安井委員長及び事務局にご一任いただければと思っておりますが宜しいでしょうか。(各委員のご同意)。今回の議論を受けまして修正をさせていただきます。その後最終案が出来ましたら、改めて委員の皆様にご送付申し上げますので、ご意見をいただければ幸いです。それでは、本検討委員会4回を通してお世話になりました。最後に、環境省環境経済課 大熊課長よりご挨拶をいただきます。

環境省 大熊課長：中身について少しお話させていただければと思います。今回、報告書案をいきなり示させていただいたのにもかかわらずポイントをお示しいたき有難うございました。今回、案をつくらせていただくにあたっては、テーマが幅広いこともあり、整理も難しく、直前まで報告書の作成にとまどいました。委員の皆様にはご迷惑をかけました。いろいろご意見を頂戴しましたが、私の認識としては、情報開示は重要なテーマではありますが、必ずしも情報開示一本やりではなく、そこも重視しつつ、まさに情報については出す企業側と使う側のニーズ、マテリアリティが合致していないところがテーマであることは強調したいと思いましたが、今後の方向性としては、人材育成や、地域金融を含めた金融の方々とのコミュニケーションの取り組みの底上げなどを強調したいと思いついてきたわけですが、その点が足りないというご指摘をいただいたかと思っております。その点に重点をおきつつ、バリューチェーンをどうするのか、リスクだけではなく競争力と言う観点の視点についてコメントもいろいろいただきましたので、力の及ぶ限り紹介消化したいとも思います。また、さらに安井先生がおっしゃられておりましたが、全体のストーリーと軸の認識についても、しっかり書いて、読んだ方がやる気になるストーリーが4章などに必要かと思っております。年度末にかけて、ご指導をいた

だければと思います。またこの報告書をふまえて、具体的なところを今後とも、引き続きよろしくお願ひします。どうも有難うございました。

事務局

：有難うございました。それでは、これにて平成24年度 環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会を終了させていただきます。委員の皆様、ならびにオブザーバーの皆様におかれましては、お忙しいところご協力を賜りまして誠に有難うございました。今後とも引き続きご指導のほど、よろしくお願ひ申し上げます。環境報告のワークショップをこのあと行ってまいりますので、お時間のある先生方のご聴講をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。本日はお忙しい中、有難うございました。

以 上